

後期高齢者医療制度のお知らせ

－ 制度の見直しについて －

●均等割の軽減割合の見直し

保険料のうち均等割の軽減割合が次のとおり改定されます。なお、均等割の軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。また、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 年金収入のみの場合は受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

●保険料の計算方法（令和3年度）

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。年の途中で資格を取得したときや喪失したときは、月割で計算した保険料になります。

保険料 (100円未満切捨) 限度額64万円	=	均等割額 (1人当たりの保険料) 5万2,048円	+	所得割額 (令和2年の所得 - 最大43万円) × 10.98%
--	---	---	---	--

●年間保険料額の例

【単身世帯の場合】

年金収入	均等割軽減	保険料額	前年度比
80万円	7割	15,600円	増減なし
168万円	7割	32,000円	3,900円増
196.5万円	5割	73,700円	増減なし
220万円	2割	115,200円	増減なし

【夫婦2人世帯（ともに被保険者）で妻の年金収入が80万円以下の場合】

夫の年金収入	区分	均等割軽減	保険料額	前年度比
80万円	夫	7割	15,600円	増減なし
	妻		15,600円	
168万円	夫	7割	32,000円	3,900円増
	妻		15,600円	
225万円	夫	5割	105,000円	増減なし
	妻		26,000円	
272万円	夫	2割	172,300円	増減なし
	妻		41,600円	

令和3年度の保険料額は7月に個別にお知らせします

問合せ／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

役場町民サービス課保険年金係 ☎ 2-2171 内線 (523・524)